

奈良県告示第二百三十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和六年十月十一日

奈良県知事 山下 真

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
木原 雅志	生駒市立病院	生駒市東生駒一丁目六番地二	形成外科（音声・言語機能障害、そしや く機能障害）	令和六年九月九日
大塚 進太郎	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四〇番地	耳鼻咽喉・頭頸部外科（聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしや く機能障害）	令和六年九月九日
森崎 雄大	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四〇番地	脳神経外科（聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害）	令和六年九月九日

（次頁に続く。）

井口 直彦	岡田 拓朗
平成記念病院	社会医療法人高清 会高井病院
七 榎原市四条町八二	七〇―八 天理市蔵之庄町四
脳神経内科（ 平衡機能障害 ）	耳鼻咽喉科（ 音声・言語機 能障害、そし やく機能障害、 聴覚障害、平 衡機能障害）
令和六年九 月九日	令和六年九 月九日